

告 示

埼玉県告示第七百二十二号

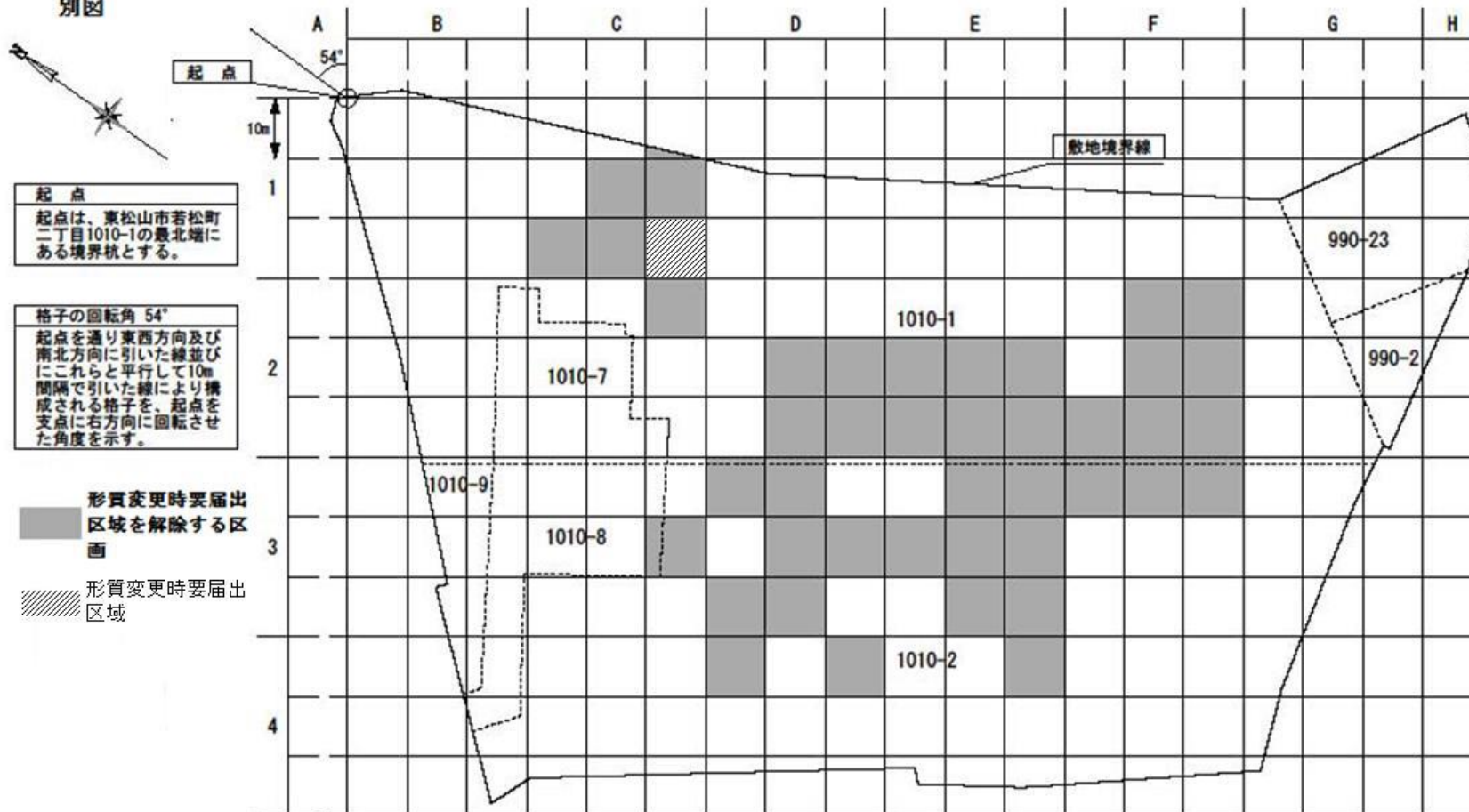
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十三年埼玉県告示第二百四十三号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成二十七年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県東松山市若松町二丁目千十番一の一部、同番二の一部及び同番八の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
一・一―ジクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染状況調査の追完

別図



起点
 起点は、東松山市若松町二丁目1010-1の最北端にある境界杭とする。

格子の回転角 54°
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

■ 形質変更時要届出区域を解除する区画

▨ 形質変更時要届出区域

※ 平成26年5月20日、東松山市若松町二丁目990番23、1010番1、1010番2、1010番7、1010番8及び1010番9は東松山市若松町二丁目990番2に合筆された。